

令和8年度
事業継続計画

学校法人福島学院
福島学院大学認定こども園

福島学院大学認定こども園 事業継続計画

1 基本方針

(1) 目的

この事業継続計画（以下「BCP」という。）は、大規模災害が発生した際に、福島学院大学認定こども園（以下「本園」という。）の園児と保護者及び教職員の命を守ることを最優先事項とし、施設の状況確認後速やかに保育の継続的又は早期再開することを目的とする。

(2) 災害発生時の初期対応

1. 園児の安全確保を最優先し、保護者が迎えに来た園児から順次受け渡しを行う。
2. ライフラインの復旧までは、既存の施設及び備蓄品を最大限活用する。
3. 建物の被災状況の把握を行い、衛生環境の低下を防ぐ。

(3) 適用範囲

このBCPは、本園に勤務する全職員に適用する。職員は災害が発生した際は、BCP及び関連するマニュアルに則って行動する。

2 災害時役割分担

主な役割	担 当	備 考
災害状況確認・施設の被害状況確認	主幹保育教諭	こども園緊急時用携帯 090-4634-0387
PC・スマホ等での情報収集	事務長	
保育継続、避難所への避難、休園、降園判断	園長	
保護者・市幼保支援係へ被災状況の報告	事務長	024-572-3122
園内放送で園児・教職員への避難指示	園長	
園児・教職員の避難誘導・確認	主幹保育教諭	
園児・教職員の被災状況・人数の確認	主幹保育教諭	
園児の安全確保	各クラス担当	

3 災害発生時の行動

(1) 地震発生

- (ア) 保育中に震度5強以上の地震が発生し避難指示警報が発令された場合、揺れを感じた瞬間に園児を安全な場所に誘導し、揺れが収まるまで頭を両手で抱える防御姿勢を取るよう指示する。保育教諭は避難経路を確保し、落下物等周囲の状況を確認しながら、園児がパニックにならないよう落ち着いた言葉かけを行う。
- (イ) 揺れが収まったら園内放送に従い、避難場所及び人数確認をする。
人数報告を済ませ、余震に留意する。
※園庭にいた場合⇒避難指示された場所へ避難し人数確認
※学内散歩中⇒①状況判断し安全な場所に避難し人数確認
②揺れが収まった事を確認し頭上の落下物に注意をしながら帰園し人数確認・状況報告をする。
- (ウ) 園長は注意報の確認を行い、警報・注意報が発令された場合は速やかに避難するか判断する。同時に地震による火災が起きていないか確認し、火災が起きた場合は速やかに避難する。
- (エ) 園長は被害を確認し、保育の継続か保護者に迎えを依頼するか判断する。
余震を警戒し安全な部屋で合同保育を行い、二次被害が起きないように備える。
- (オ) 保護者が迎えに来るまで園児の安全を確保して保育を行う 帰宅困難な状況になり連絡がこない園児に関しては、迎えが来るまで保育を行う。その際、迎えが来るまで保育する職員と帰宅する職員の判断は園長が行う。
- (カ) 翌日の保育は園の状況を見て判断し、一斉メールを送信する。停電により送信できない場合は玄関に貼紙し内容を知らせる。
※施設の被害がなく電気・ガス・水道のライフラインが確保されている場合は通常保育
※施設の被害は少ないが、電気使用不可⇒保育終了時刻の繰り上げ措置
※施設の被害は少ないが、水道使用不可⇒飲料・手洗い・トイレが使用不可のため休園
※施設の被害が大きく、ライフラインが全滅⇒保育が可能になるまで休園
- (キ) 休園措置等が解かれ保育の再開は一斉メールで送信する。

(2) 火災発生

- (ア) 火元を特定し、出来るだけ火元から遠い経路で速やかに避難させる。同時に消防署へ通報する。地震後の火災は避難経路が通れなかったり落下物があったりするので安全を確保して避難する。
- (イ) 初期消火担当が消火器で消火できる場合は速やかに消火する。火の勢いが強い場合（火柱がおおよそ1 mになった場合）は無理せずドアを閉めて避難する。避難後、園長へ消火の有無を報告する。
- (ウ) 消火の有無にかかわらず、消防隊が到着するまで園内へ戻らない。

(3) 保育中に大型台風・竜巻・大雨・大雪により警報が発令

- (ア) 甚大な大型台風や大雨の予想ができる場合は、園児の安全確保を優先した自由登園を一斉メールで送信する。
- (イ) カーテンを閉め、園児を窓ガラスから離れた安全な場所に移動させる。
- (ウ) 保護者の所在地から本園までの道路の冠水、増水、地滑り、強風、積雪などに注意し、安全を確保してから迎えに来てもらう。
- (エ) 保護者の帰宅困難等により迎えが来ない園児は、迎えが来るまで園で待機する。

(4) 保育中に河川の氾濫警報が発令

- (ア) テレビ・ラジオ・SNS等で災害情報を常に確認し、避難が必要な場合は乳児園舎多目的ホールに避難する。また、避難状況については保護者へ一斉メールで周知する。
- (イ) 教職員は、電気・ガス・水道の状況を確認し園で待機する。
- (ウ) 保育が夜間に及ぶ場合は午睡用の布団で身体を休め、安心してお迎えが待てるように配慮する。

(5) 保育中にJアラート発生

- (ア) 保育室で保育中の場合は放送の避難指示に従い園児の安全確保に努める。窓のカーテンを閉め、窓から離れた位置で低い姿勢になり、頭を抱えて防御姿勢をとる。
- (イ) 園庭で保育中の場合は、速やかに保育室に避難し（ア）と同じ行動をとる。
- (ウ) 園外保育（散歩）中の場合は、近くの頑丈な建物の中に避難する。人がいる建物の場合は、園名を伝え避難する事の上承を得る。
- (エ) 園外保育（散歩）中で近くに建物がない場合は、物陰に隠れるか地面に伏せて頭を抱える 防御態勢をとる。
- (オ) 上記、（ウ）（エ）については、安全を確認したら速やかに本園に連絡し状況を報告する。

(6) AED 使用について

- (ア) 心肺が停止した園児及び保護者又は職員を発見した者は、速やかに心肺蘇生を開始し、近くの職員に119番通報とAED（※遊戯室に設置）を準備することを指示する。発見した職員は、AED到着まで心臓マッサージを休みなく交代で行う。
- (イ) AEDが到着したら、機械アナウンスの指示に従って救命活動を行う。
なお、必ず2人以上で行う。
- (ウ) 救急車が到着するまで心臓マッサージを継続する。

(7) トイレの利用について

- (ア) 地震・大雨・洪水の場合は、排水管の破損・逆流等が予想されるため、洪水状況を確認してから使用する。
- (イ) 断水の場合は、使用するトイレを限定し小便は数回分まとめて流し、大便はバケツ1杯分の水で流す。その際トイレットペーパーは流さずサニタリー袋などにまとめて捨てる。
- (ウ) 大きな地震の後など断水の可能性がある場合は、沐浴層やバケツ、空のペットボトルなどに水を溜めておく。

(8) 給食の提供について

- (ア) 給食室（株式会社メフォス）に、給食やおやつの提供状況を確認する。
（食材の在庫状況、今後の納品状況等）
- (イ) 非常食の備蓄管理を定期的に行い、必要に応じて補充するなどして備えておく。

(9) ライフラインの確認について

- (ア) 災害時、電気・ガス・水道の使用が可能か速やかに確認する。使用できない場合はそれぞれの事業所へ連絡し確認をする。
- (イ) 電気は、非常用電源により、最低限の供給は可能だが、通常保育を行うことは不可。
停電時は、園児が不安にならないように非常照明を点灯させる。

(10) 開園時間外に災害が発生

- (ア) 教職員は自信の安全を確保後、安否確認を園のLINEグループで報告する。
- (イ) 園長と主幹保育教諭は、自身及び家族の安全確保後に施設の状況確認に向かい、被害状況確認後、保育継続の有無を職員へLINEで報告し、保護者へ一斉メールで送信する。

- (ウ) 園児及び保護者の安否確認を行う。実施のタイミングは状況に合わせて検討する。
- (エ) 警戒レベル3以上の場合は安全な場所で待機し、警戒レベル2以下になるまで登園しないよう保護者へ一斉メールを送信する。

(11) 感染症対策

- (ア) 園児の安全確保については、園児は重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
- (イ) 園児の生命と安全など健康を守るために最大限努力し保育運営の継続を行う。
- (ウ) 職員の安全確保については、職員の生命を守り、生活を維持しつつ感染拡大防止に努める。

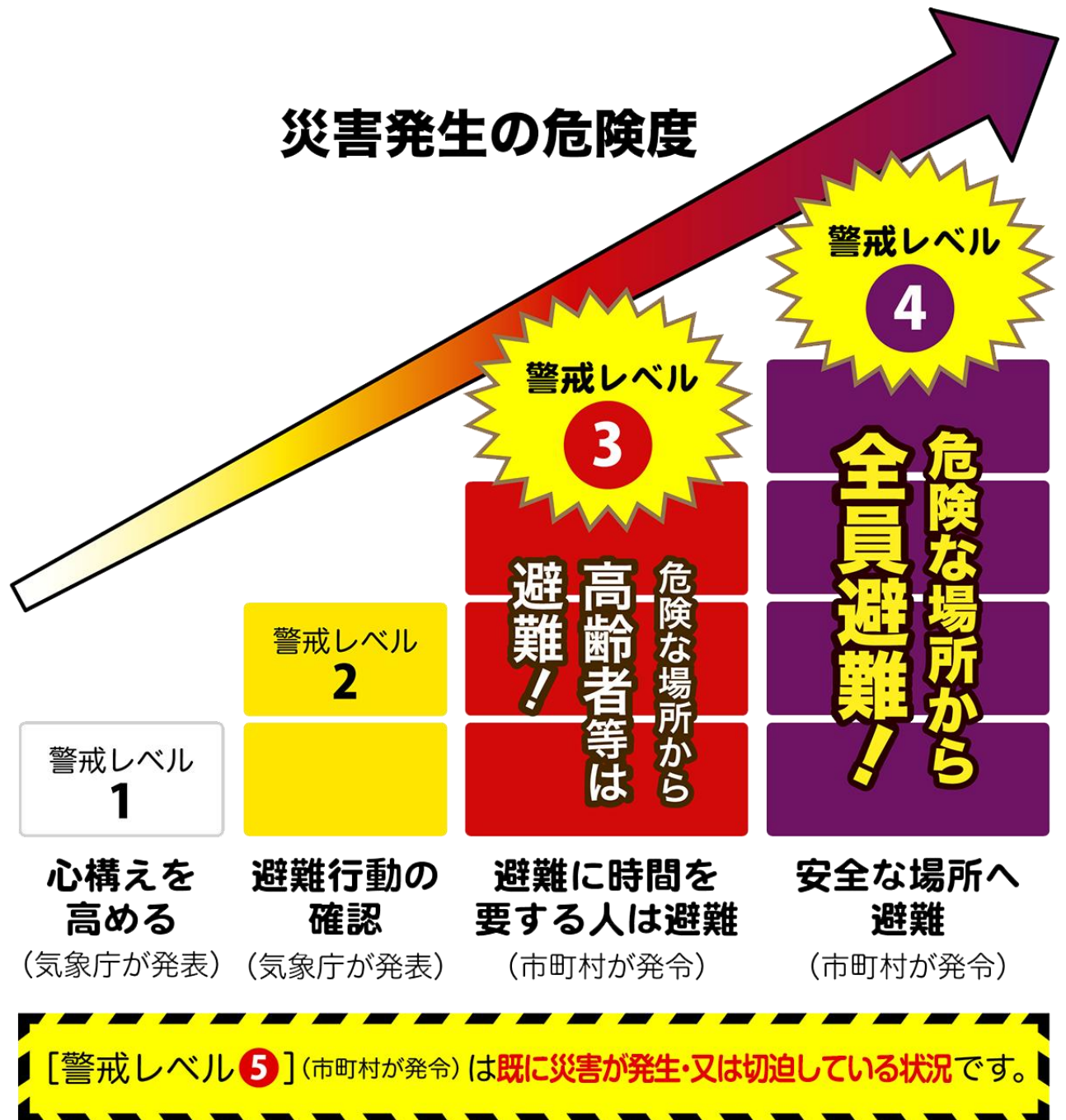
※感染防止に向けた取組の実施

- ・ 園児、職員は感染が疑われる場合には即連絡する。
- ・ ソーシャルディスタンスを保つ生活を行う。マスクを着用する。
- ・ 入口に消毒液を置き、入る時は職員全員が手指の消毒を行う。
- ・ 定期的にテーブル・ドアノブ・照明スイッチなど多くの人が触れる箇所の消毒を行う。
- ・ 窓開け、機械換気などで換気を行う。
- ・ 不要不急な外出を避け会議や研修、出張は中止または延期する。

4 事業継続に向けて

- (1) 施設の被害状況を確認し、警戒レベル2以下で全てのライフラインが確保されている場合は通常保育を行う。
- (2) 施設の安全が確保されない場合は、状況を市役所担当課(024-572-3122)に報告し、保育継続の可否について協議する。
- (3) 市役所担当課と相談して代替保育の場所を借りられる場合は、必要な保育材料を運び代替保育の準備を進め、主幹保育教諭を中心に代替保育班と施設復旧班に分かれて業務を行う。
- (4) 災害後の保育については保育内容を職員間で共有し、子どもや保護者に丁寧に対応し、安心して通える雰囲気をつくっていく。
- (5) 園での保育の有無や代替保育場所での保育など、保育の方向が決まった時点で保護者へ一斉メールを送信、本園玄関に貼紙をして周知を図る。
- (6) 給食は、調理室が使用可能な場合、出来る限りの調理を行う。
- (7) 災害後は適宜職員に休息を与え、家族の安否確認の機会を確保する。精神的に不安定な場合は無理をさせず、落ち着くまで休暇を与える。

【気象庁避難情報に関するガイドラインより】



警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示※2</b>	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難※3</b>	<b>避難準備・ 高齢者等避難開始</b>
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。

※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。

※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。